

平成27年 8 月 6 日（木曜日）

美里町議会全員協議会会議録

平成27年 美里町議会全員協議会

平成27年8月6日(木曜日)

出席議員(15名)

1番	千葉一男君	2番	福田淑子君
3番	藤田洋一君	4番	柳田政喜君
6番	櫻井功紀君	7番	大橋昭太郎君
8番	我妻 薫君	9番	鈴木宏通君
10番	橋本四郎君	11番	吉田二郎君
12番	山岸三男君	13番	佐野善弘君
14番	前原吉宏君	15番	平吹俊雄君
16番	吉田真悦君		

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	吉 田 泉 君
事 務 局 次 長	佐 藤 俊 幸 君

議事日程

平成 27 年 8 月 6 日（木曜日） 午後 1 時 3 0 分 開会

第 1 開 会

第 2 議長挨拶

第 3 協議事項

1) 赤坂芳則議員の辞職による委員会等の構成ほかについて

第 4 その他

第 5 閉 会

午後1時30分 開会

事務局長（吉田 泉君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

議長、お願いいたします。

議長（吉田眞悦君） 皆さん、こんにちは。大変御苦労さまでございます。午前中も運営小委員会、そして分科会ということで会議をしていただきました。また午後からもということで、大変御苦労さまでございます。

大変暑い日が続いております。きのうちょっと県議長会で、南三陸で会合がありましたので、向かいました。それで、津山に入ったところ、国道に掲げていた温度計といいですか、38度ということで、私も実際38度という温度計の数字を見たのは初めてだったので非常にびっくりしました。こんなに高いのかなということですね。当然本町も間違いなく猛暑日だと思います。本当に皆さんそれぞれ体には十二分に留意されまして、健康管理をよろしくお願いしたいと思います。

きょうの全協の関係であります、皆さんにお示ししてあるとおり、赤坂芳則議員が議員辞職ということで、その関係で総務の委員会等々の絡みがありますので、御説明をしながら今後の対応ということでさせていただきたいというふうに思っておりますので、あわせて皆さんに連絡事項等もございまして、まず最後までよろしくお願い申し上げながら、開会の挨拶にかえさせていただきます。大変御苦労さんでございます。

事務局長（吉田 泉君） では、協議事項等、お願いします。

議長（吉田眞悦君） それでは、早速協議事項の中の赤坂芳則議員の辞職による委員会等の構成ということで、ちょっと特に資料等は用意していませんので、一応中身を私から報告しながら、そして今後の対応ということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

それで、赤坂議員から県議に出るといことは皆さんに御案内のとおりなのでありますけれども、7月31日に議員辞職願ということで午前中に出されました。それで、そのときにもちょっと赤坂さんとも若干話し合いをしたんですけれども、とにかく別なほうの道で頑張っていきたいというような意志が固いということで、閉会中でありまして、それで私が受理をいたしました。そして、その日のうちに受理をいたしましたということで、許可を赤坂さんに事務局を通して出しました。それで、7月31日付で赤坂議員さんはまず議員を終わりという、1日からは議員でないということになりました。それで、赤坂さんは、現職のときに総務産業建設の副委員長をなされておりました。それで、まず1つは総務産業建設委員会内部の話ですけれども、

その副委員長さんを今後選んでもらわなくてはならないと。そして、その副委員長さんに選ばれた方は、議会だよりの編集委員も兼ねるといふことの取り決めをしておりますので、当然議会だよりのほうも今1名欠員という状況であります。それで、議会だよりの関係についても副委員長をなされているということでありましたので、総務産建のほうで決まりましたらば、議会だよりのほうも会議を開いて副委員長の互選に当たってもらわなくてはならないと。

あと、特別委員会なんですけれども、特別委員会の運営小委員には正副常任委員長さんと副議長が当たるというふうになっておりますので、今運営小委員のほうもきょうの午前中に運営小委員会を開いていただきましたけれども、1人欠という状況です。ただ、運営小委員の場合には、当然副議長の充て職、任に当たるということが決まっておりますから、そちらのほうは常任委員会の副委員長さんになれば当然自動的に運営小委員になるということになります。

ただ、特別委員会のほうで、今、第1分科会、第2分科会ということで、それぞれ活性化に係る項目を付託しております。それで、第2分科会の委員長を赤坂さんがやっておられたということで、そちらのほうも一応11日に特別委員会を招集しておりますので、その日にその分科会の中で互選をお願いするようになるかと思っております。一応赤坂さんがやっておられた役職の関係については、議会のかかわりについて、今、述べたような役を赤坂さんのかわりにどなたかにしていただかなければならないというふうになります。

それで、例規集を持っている人があればですけれども、それにかかわって、まず委員会条例の第8条に委員の選任というのがあります。それで、常任委員、議会運営委員及び特別委員は、議長が会議に諮って指名するということになってはいますが、ただし閉会中においては議長が指名することができるということになります。

それで、今後9月議会がまいります。それで、9月議会の場合には当然決算審査、行財政議会活性化調査特別委員会のほうに、今までの例をいいますと、付託をするようになりますので、そしてその中で、常任委員会単位で分科会を設置して、分科会の委員長、副委員長という形になります。ですから、どなたがなるかはわかりませんが、ただそういうことを踏まえながら、9月議会の前に委員会構成をきちっと決めておいたほうが無難であろうと。それぞれ腹づもりもありますから。そして、9月議会に臨んでもらうというふうにしたほうがいいだろうと私は判断するものですから、閉会中においては議長が指名することができるということで、総務産業建設常任委員会のほうで会議を我妻委員長さんに招集していただいて、その中で互選していただきたいというのがまず1点です。

それで、その中で委員長及び副委員長は委員会において互選するというので、これも委員

会条例の第9条にあります。ですから、それを委員会で互選していただきましたらば、私に報告していただいて、そして9月定例議会の中で報告してそれで終わりというような流れになります。あくまで閉会中ですので、あとは次の議会の中で報告すればいいというようなことになりますので。

その件については運営基準の118になるんですが、議長は委員長及び副委員長の互選の結果を本会議において報告すると。あくまでこれは報告だけなんですよね。ですから、そういう形をとっていきたいなと思ってございますので、まず最初に総務産業建設のほうで委員会を開いていただいて互選をお願いしたいと思います。

そして、その後、日にちはきょうやれとか指定はしません。ただ、先ほど言いましたけれども、11日に特別委員会がありますので、その前までにまず会議を開いていただければ結構でありますので、それもあわせてお願いしたいと思います。きょうできればきょうであってもかまいません。皆さん、委員さん方の都合で決めていただいて結構です。

あと、議会だよりの関係ですけれども、美里町議会だよりの発行に関する条例の中に、第4条、編集委員は各常任委員会からそれぞれ副委員長及び委員2人とし、委員6人をもって構成するということで、条例で取り決めをしております。ですから、総務産建の副委員長になられた方は自動的に議会だよりの編集委員もお願いしなければならないということになります。

あとは、先ほど出たように、あくまで委員会条例の第9条の関係で、委員長及び副委員長は委員会によって互選するですから、あとは議会だよりの編集委員のほうでも、後日でも結構ですから、委員会を開いていただいて、そして副委員長の選任をお願いしなければならないというような流れになります。

一応、そういう形での進め方をしたいと思っておりますが、何かあとこの件について、皆さんから聞いておきたいこととか何かあれば。櫻井議員。

6番（櫻井功紀君） 確認いたします。

総務産業建設の委員になっているんですけども、私のほうの常任委員会、副委員長が赤坂氏ですから、これの残任期ということで、期間は1月までということですね。

議長（吉田眞悦君） ごめんなさい、さっきちょっと舌足らずで説明不足で、期間についてはあくまで残任期間ということで、2月4日かな。われわれの任期。2月4日ですからまず……。

6番（櫻井功紀君） 委員会構成が変更になっていくというのは、12月会で……。

議長（吉田眞悦君） そうです、来季のね。

6番（櫻井功紀君） そうすると、残留は5カ月ということで認識していいですか、副委員長

の。

議長（吉田眞悦君） いや、任期はあくまでさっき言ったように2月4日なんですね。ただ、その次の、一応常任委員会は2年でかわりますよという取り決めをしていますから。ですから、2年でかえるために、うちのほうの議会として、12月定例議会の中でもう決めているんですね、委員だけは。ただし、今の任期、皆さんの任期は2月4日までですよと、そして2月5日からは12月定例議会の中で決めた方々が新しい常任委員及び議会だよりの委員になるというふうになります。

6番（櫻井功紀君） わかりました。

議長（吉田眞悦君） ほかに何かありますか。（「なし」の声あり）では、いいですね。話としてわかっていただけましたよね。（「はい」の声あり）

では、そういうことで、総務産業建設常任委員会の委員長さんを中心に日を設定していただいて、会議を開いて互選会をお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

あと、それが終わったら、人が決まったということになれば、あと議会だよりの、山岸委員長さんに招集していただいて、副委員長さんを決めていただくというふうになりますので、あわせて。

小委員会は、副委員長が決まれば自動的に運営小委員になるからね。

あと、11日に特別委員会の分の第2分科会の方々に招集して寄っていただいて、そしてその中で互選会をしていただくというふうになりますので。

では、この件についてはそういうことでよろしくをお願いしたいと思います。

あとは、連絡事項ということで。

ちょっと5分間休憩します。

午後1時45分 休憩

午後1時50分 再開

議長（吉田眞悦君） では、再開をいたします。

それでは、次にお知らせと連絡事項ということに移らせていただきます。

まず、今皆さんに資料を配付いたしましたが、松本さんと紹介議員さんでありました橋本議員さん、きょうもおいでですけれども、お二人の連名で前々から何度か議会に通知書ということで、質問書的なことを何回も出されておりました。

ただ、前に全員協議会の中でその点については皆さんにお知らせしてきたということで、今

回その後についての分をとということで、一応用意いたしました。

それで、まず表紙にあります通知書なんですが、1月26日に出された分、ここでは要綱等と同等ということについての質問をまた再度ということなんですが、それについてはその裏にありますけれども、2月10日付で松本さんに対して、要綱等と考えた原因を明示してくださいということですので、その議会としての考え方をお知らせいたしました。

そして、その後議長、副議長と直接お話をしたいということで、4月21日、ページ数は振っていませんけれども、3ページ目ということになりますが、これをもとに、私と副議長、そして松本さんと橋本さんにおいでいただいて、話をしたという経緯であります。

それで、それぞれの部分というよりも、話し合いの中で、インターネットの関係で会議録の閲覧できるように今していますから、その件について、あくまで会議録として出しているものですから、その会議録の部分を全部通知していると、御本人さんに不採択の通知ということの中には当てはまりませんよということでお話をいたしました。が、なかなか御理解いただけなかったと。

あくまで平成19年の請願第1号のコミュニティーセンタ兼屋内運動場ということで、その関係については、長澤明雄さんが請願者ということで出されたものでありますけれども、そのときも御本人さんには不採択ということの通知だけしか議会からは出しておりません。

ただ、委員長報告については当然議長に出すものですから、その中にはこういう理由でということがありますが、あと本会議で委員長が、当時櫻井功紀委員長でしたけれども、本会議の中でそれらに関する委員長報告を述べたと、そういう会議録をインターネットに当然載せています。

今回の件も同じく、委員長報告についても会議録ですからネット上でも閲覧できるようにしていますが、ただそここのところがなかなか御理解いただけないでいるというのが今現状です。この4番目に書いているとおり、公正な対応をとるべきであるということで、別に特別に蔑視して返事を出しているわけではないんですが、ずっと同じようにしているんですが、なかなか御理解いただけなかったというのが現状のようであります。

それで、その後話し合いをしていますから、それでいいと私たちは解釈しておりましたが、その後6月11日に内容証明郵便で私のところに、この21日に手渡した通知書に対して文書による報告がないというようなことで来ました。

ただ、この件についても当然話し合いをしているわけですから、改めてまた同じことについてのということとはできないということで、副議長等々とも相談してきたんですが、それでもな

かなか返事をよこさないからということで、事務局に電話、あとはこのように内容証明で文書がよこされたというような経過を踏まえて、6月26日に松本さんに対して、その27年4月21日付通告書の内容につきましてはこうですよということで文書を出しました。何回も同じようなことなんですけれども。

そして、それを踏まえて、27年6月30日に、またこの通知書というものをお二人連名でいただいたと。

ただ、これには今度福田議員の発言に対して、貴殿は注意することもなく容認しましたということで、議長には政治責任があるからお答えしてくださいというようなことなんですけど、この後について返答はしておりません。ただ、福田議員の発言、説明責任はありません、果たす必要がないんですというのが、議会運営委員会の請願に係る会議の中で福田議員が発言しているんですけれども、この前段が橋本議員と、橋本議員さんは自分が同席している会議ですので篤とおわかりかと思えますけれども、紹介議員としての説明責任を果たしてくださいということで福田さんが求めて、ちょっとやりとりがあったと。後で皆さんに会議録を見てもらえばいいんですけれども、その中で逆に福田さんのほうに説明責任はないのかというような話し合いになってしまったと。それで、こういう答え方をしたということで、実際請願そのものに対しての説明責任があるかないということではないので、そこのところは誤解のないようにしていただきたいなと思っています。

そして、最後なんですけれども、催告書ということで、その後この2回については、松本さん、橋本さんに返事を出しておりませんので、まだこういう状況で、請願1号から始まりまして、いまだに続いているというような状況だということのまず認識をお願いしたいと思っています。

それと、これらを踏まえて、皆さんにはまだお示ししておりませんが、7月30日に松本さん、そして紹介議員として橋本さんから請願が出されました。それで、その請願につきましては、件名は美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願についてということですね。請願が出されました。

要するに、中身的には、今までの21年7月から北海道栗山町を議会活性化の関係で視察して、基本条例のことを始めているにもかかわらず、なかなかいまだにできていないというようなことがまず振られております。それで、その議会基本条例よりも先に、その前に議会議員の政治倫理に関する条例を制定されますことをお願い申し上げますというようなことが請願の要旨の中身、要点なんですけれども、そういう形での請願が出されておりますので。

ただ、これについてはまだ受理をしたということで、今までの我が町議会の流れからしますと、当然議会運営委員会にまず諮って、そしてその取り扱いをどうするかと。また委員会に振るか、どういう形で審議をしていくかということはまだ決めておりませんので、今後の予定ですけれども、そういう形でまず審議をしていただきたいとは思っております。

ただ、まだ議運の皆さんにも出しておりませんので、請願の趣旨についてまだ皆さんにはちょっとお渡しできませんので、一応そういうものが出されましたということだけでとりあえずは皆さんにとどめておいていただきたいと。9月議会の中でその方向性を決めて、どういう形に持っていくかということになろうかと思っておりますので、9月議会でもよろしくお願ひしたいと思っておりますので。

一応今までの、松本さん、そして橋本さん連名で出された関係についてはそういう状況だということの説明にさせていただきたいと思えます。

この件について皆さんから何かありますか。橋本議員。

10番（橋本四郎君） 会議録はつくるんですね。この話したことは。

議長（吉田眞悦君） 全員協議会の分は会議録をもちろんつくりますよ。休憩中ではありませんので。

10番（橋本四郎君） 今の議長の説明の中で、6月30日のことに対する説明が理解できなかった。何とおっしゃっているのかなと。6月30日の一項には説明責任はありません。果たす必要はないという福田議員の発言に対してもあなたは何でいさめようとしなかったのか。このことに対して何を言おうとしていたのか全然わからなかった。もう一度、済みませんが聞かせてもらいたい。議長の見解。

議長（吉田眞悦君） 見解というよりも、このときの会議録を確認いたしまして、こういう文書をいただきましたので。ただ、その会議の中には橋本さんもいらっしゃいましたと。それで、その議会運営委員会の中での話ですから、その会議の中で橋本さんと福田さんの行ったり来たりの話が延々と続いたと。要するに、福田議員からすれば、紹介議員である橋本議員に対して当然いろんな質問やら話をしているわけなんです、その中で。それで、橋本議員が紹介議員ですからそれに対して答えるというようなことが当然なんです、その話の中で、何で俺が答えなければならないのだというようなことになりまして、ただ説明責任ということが当然出てくるということなんです、ただそのやりとりの中で、今度は逆に橋本議員から福田さんに説明責任はないのかというような話が振られて、ここに書いてあるように私には何も説明責任はありません。紹介議員でも何でもありません。そういう一連の流れがあったということなん

です。

ですから、これは決して福田議員が請願1号に対して説明責任はありません。果たす必要がないんですということを言っているわけではないんですよということを私は言ったんです。皆さん、おわかりですよ。（「はい」「理解しました」の声あり）

10番（橋本四郎君） その前からなんだけれども、一応かいつまんで言います。議会にこのことについて説明責任はないのかと私が言ったら、それは議会規則の中の六十何項があるから、これは結果を通告するだけでいいんですと。

議長（吉田眞悦君） 運営基準の146ですよ。

10番（橋本四郎君） それで、私は、それはおかしくないかと。請願法の第5条を読んでくださいと。誠意をもって説明するというふうにある、その誠意が足りないねと。だから、規則があるために注意する。基準があるからいいです。こういう論議になった。そのことが、規則というのは前段のほうに戻るけども、条例とか法律とかと言ったら、これは全部等しくなるもの。

規則は規則で、基準とかなんとかで、議会の議員だけしか知らない。それで、町民からのさまざまな要望とか意見とか意向に対して、自分たちだけを縛る基準をもって、それでいいんですということになるなら、議員としてのモラルがないだろうということは感じました。

皆さんも議員になったときに、何で議員になったんですか。私は……。

議長（吉田眞悦君） 話が変わってきているので。

10番（橋本四郎君） ただ、お宅ら議員として注意したかったことを御指摘している。何で、議長の（聴取不能）にせよ、注意をする責任があるのではないかと。責任はないと言われれば、それで結構ですよ。

議長（吉田眞悦君） 説明する責任とかどうの云々というのは、先ほど言ったとおり、橋本議員が振ったので橋本さんに対してはそういういい方をしたということであって、別に、これで3回目ですけども、請願そのものについて説明責任はないとか、果たす必要がないということを行っているわけではないんですよということ。会議録をずっと見てもらえればそれでいいんですが。

10番（橋本四郎君） そういういい加減な話は困るんだ。では、あるのかと。

議長（吉田眞悦君） いい加減な話ではなくて、一連の会議の流れの中で、そういうようなやりとりの中で出てきた言葉ですよということですので。だから、橋本さんもその当事者でありますから、わかっているはずなんです。

ただ、議長がそれを注意しないからあなたが悪いんだというようなことであれば、逆にいる

んな発言の中で暴言だのなんだの随分今までもありました。そうすると、そういうのも一々全部注意しなければならないということになるんですね。もちろん注意はしなければならないかもしれませんが、ここだけを捉えて、それが議長の政治責任だという捉え方をされているようですけれども。

10番（橋本四郎君） いやいや、あなたの責任というのではなくて、常識だったらそういう気持ちも持つべきではないかと私は思うわけです。

議長のことは、（聴取不能）だけではなくして、注意するなら、法律、規則によらないことを言ったら、それは違うんでないかと。こういう法律があるんだから、もうちょっと話の仕方を変えるべきだろうと注意するのは議長の仕事でしょう。人の発言とめるだけでなく。

議長（吉田眞悦君） だから、この流れからするとそういうことではありませんよということを行っているんでしょ。皆さん、わかりますよね。

7番（大橋昭太郎君） 議長、これは議会運営委員会での……。

議長（吉田眞悦君） そう、議会運営委員会での一連の話し合いの、請願に関する関係のところ。付託したでしょう。

7番（大橋昭太郎君） 皆さん、その部分、どこから抜き取ったらいいかわからないけれども、会議録でもその説明だけでわかるだろうか。福田議員がこういうふうなことを言ったということは、橋本さんが説明している部分とのそごは物すごく大きく感じるんだね。

議長（吉田眞悦君） だから、こういうふうに出してよこしたんですね。全然わかっていないということ。

議長（吉田眞悦君） 櫻井議員。

6番（櫻井功紀君） 橋本さんが言いたいことは、福田議員が発言したことに対してなぜ注意しなかったのかと、議長に説明責任があるのではないのかということでしょう。だから、別に注意するようなことではなかったですよ。

議長（吉田眞悦君） お互いの2人のやりとりの中ですからね。

6番（櫻井功紀君） 注意するようなことではなかったですよ。議長の説明責任はないし、福田さんもそのような発言、説明責任をしなければならないとかなんとかということではないと思うよ、私は。そう理解しました。

議長（吉田眞悦君） 前原議員。

14番（前原吉宏君） 部分的な切り口だけの話であって、流れの中の説明ではないというふう

議長（吉田眞悦君） ほかには何かありますか。

2番（福田淑子君） これは、橋本議員とのやりとりのあと、思い起こして、議事録を見せていただきました。その中のやりとりの中で、紹介議員である橋本議員に説明責任があるから、私がちゃんと質問したのに対して答えてくださいという話をした、議運の中で。そうしたら、何で俺が説明責任しなければならないという話になって、その流れで、ではあなたがしゃべったらいい、あなたが、私は紹介議員でないので、説明責任はありませんということをお話していたんだよ。議事録を見ればわかりますから。

議長（吉田眞悦君） 今、言っているのは、私が説明したのと同じことです。そういう流れがありましたということです。その中での発言なんですよということなんです。（「いいですか」の声あり）何か反論ですか。橋本議員。

10番（橋本四郎君） 何回も言うように、基準にあるから返答だけでいいんです。結果だけの報告だけでいいんですということに対する問題なの。

行政側があんな返事をしたら問題になるよ。それは、誠意をもってということは、少なくとも相手が理解するしないは別にして、理解できるような説明をするべきでしょう。それが、基準の中には、規則の中には、不採択の返事をすればいいということであるから、私は返事だけでいいと思って。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） もし、そのやりとりの中でおかしいと思ったら、橋本議員はおかしいと言いましたか。全然言っていませんよね。（「何」「何ということはないでしょう」「都合の悪いことは聞こえないんだ」の声あり）

この通知書に書いてあるとおり、おかしいと思ったら、その場で橋本議員はなぜではそれを、今のおかしいのではないかと、議長、注意しなさいと言いませんよ、絶対。言っていません。議事録に書いていないの。

議長（吉田眞悦君） 一応そういう流れで今も続いてきていましたということで、そして最後に言いましたけれども、また新たな請願がお2人から出されましたということですので、よろしく今後……。千葉議員。

1番（千葉一男君） これをもとに請願書があるんですね。

議長（吉田眞悦君） 違う、これらがあって、そして請願が出されたと。

1番（千葉一男君） いやいや、だけれどもこの中に、次の中に請願者と書いているよ。

議長（吉田眞悦君） 日付に沿って、こういう流れで今までも来ていますよということをおわか

るようにやっただけです。

1番(千葉一男君) そうすると、この前の通知書の前に請願書があるわけではないわけだね。

議長(吉田眞悦君) 通知書の前に皆さんには当然、この前には請願が2回出されていますよね。その請願2回はあります。

そして、あとはまたその前の通知書ということで何回か出されて、それは皆さんに前にお知らせしていますよね。今回は皆さんにお知らせしていない部分ということだけです。この以前の分については皆さんに前にお話ししてやっていますので。(「はい」「流れをわかりやすくするために」「わかりました」の声あり)

よろしいですか。(「はい」の声あり)

では、この件についてはそういうことで、これからまた請願の審議に入っていかななくてはならないということがありますので、9月定例会ももしかしたら長くとらざるを得ないかもしれませんし、今後議運で相談していきたいと思っています。

あと、では連絡……。 (「ちょっともう1つ教えてもらいたい」の声あり)

1番(千葉一男君) 請願の紹介者という立場はどういう立場で、どういう役割があるんですか、基本的に。(「自治法に書いてあるでしょう」「橋本さんに聞いているのではないから」の声あり)

議長(吉田眞悦君) 紹介議員になられる方は、基本的にはその内容をきちっと理解して、それで賛同して、かつ紹介議員からお話を聞かなくてはならないようになるわけですよね、流れ的に。ですから、その請願を通すために、やはり最大限の努力を紹介議員はしなくてはならない。それと、請願者に対してきちっとした説明をしなくてはならないというのが基本かと私は思っております。

それと、これはルール上の問題ですけれども、それぞれの所管する委員長さんとか、議長は当然ですけれども、結局委員会とか議会とかを主催しなければならない立場にある人は、請願の紹介議員にはなるべきでない。それはきちっとうたっていますけれども。

そういう形で、一応私としては請願の紹介議員ということについてはそのように理解しております。よろしいですか。

1番(千葉一男君) そうすると、さっきも福田さんと、説明責任の問題は、普通はちょっとなかなか理解できないですけれども、どちらかが十分な理解をしていないのではないかとこれを聞いていると思うんですが、やっぱりそういう問題があるということは、まずそこをお互いにきちっと理解ができるような段階というか、場を設けながら、町民に向き合っていく必要が

あるように思いましたけれども。

議長（吉田眞悦君） 私からそれをしなければならぬということですか。紹介議員になる人はそれくらいわかっているはずですよ。

10番（橋本四郎君） 紹介議員というのは、その請願に同意するのであれば構わないんです。そうでしょう。書いてある。

それから、今言った請願者が議会で説明するかどうかというのは、規則のほうであるわけですよ、条例の規則の中に。ごっちゃにしないで。（聴取不能）。

議長（吉田眞悦君） ごっちゃにしていませんよ。そういう紹介議員になられる方は、そういうことをきちっとやっていかなければなりませんよというふうに私は解釈していると言っているだけです。

10番（橋本四郎君） あなたの解釈がだめなんですよ。

議長（吉田眞悦君） 私の解釈がだめで……。

10番（橋本四郎君） （聴取不能）。議長には解釈の権限ないんだぞ。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員、千葉議員からは、どのような解釈で考えていますかということだから答えたんですよ。

10番（橋本四郎君） 解釈の権限はない。

議長（吉田眞悦君） 権限があるとかないではなくて、それが通常でしょう。

櫻井議員。

6番（櫻井功紀君） 進めてください、議長さん。

議長（吉田眞悦君） では、いいですね。（「はい」の声あり）

では、連絡事項に移ります。

事務局長（吉田 泉君） では、事務局のほうから連絡事項を申し上げます。

まず、1点目です。

年間スケジュールのほうで周知させていただいているところですが、10月1日の県北議長会の議員研修会、交流会です。こちらは10月1日の予定になっているんですが、そちらの出欠、まいっておりますので、基本全員出席ということかと思いますが、最終出欠は9月定例の初日までに御連絡いただければと思います。（「県議長会の」の声あり）県北議長会。昨年美里町でやったものでございます。（「農協会館」「そうそう」の声あり）それが今回は色麻町で開催されます。それが10月1日になっております。こちらの出欠の確認ですね。

議長（吉田眞悦君） 当然全員参加をお願いしますからね。

事務局長（吉田 泉君） もし何かあって欠席のときは、9月1日の定例会の初日まで事務局に御連絡いただければと思います。

次、2点目なのですが、6月の全員協議会で御連絡させてもらっているんですが、町村振興対策に係る県知事への要望ということで、7月末ということで一応期限を切らせてもらったところなのですが、そちらが今現在ないものですから、8月10日ぐらいまでにそちらの要望があれば御提出をお願いしたいと思います。

議長（吉田眞悦君） 本当に我が町としてやっぱり何か1つでも出さなくてはならないので、皆さんお気づきのことがあればそれを最優先にと考えておりますので、10日までに箇条書きでも何でもいいですから、事務局にもしあれば出してください。

事務局長（吉田 泉君） 次に3点目でございます。

本年度宮城県対がん協会、こちらは平成27年の賛助会費、こちらは例年1人1,000円、議員積み立てから賛助会費も毎年美里町議会として協力しているところでございます。本年も同じく議員積み立てからよろしいかどうかの確認でございます。

議長（吉田眞悦君） では、今、賛助金、対がん協会の関係ですけれども、毎年のとおりしたいと思っておりますが、よろしいですね。（「はい」の声あり）

はい、次。

事務局長（吉田 泉君） こちらは、本日県議長会からファクスをいただいたものでございます。地方創生セミナーの関係でございます。

こちらが急遽なのですが、8月31日、仙台のエル・パーク仙台というところで、主催は県議会になります。これは昨年も開催されたかと思いますが、（「電力ホールで去年はやった。石破さんが来た」の声あり）これは、急遽本日文書がまいりました。

それで、会場のエル・パーク仙台というのが決して広くないということなものですから、美里町議会としては3名、できれば御協力いただきたいということで、文書がまいっておりますので。

議長（吉田眞悦君） 石破大臣が来てということで、一応予定されて……。講師、石破……。書かれていなかったか。

今回違う、ごめんなさい。講師として、東北経済産業局職員になっていましたね。

それで、議会の前の日なんですね。定例議会を1日から予定していますから。

でも、県議長会の一つの共催団体になりますので、協力はしていかなかなくてはならないということなので、行って話を聞いてみたいという人がもしあれば、今手を挙げてもらって。

誰もいないんだ。これはちょっと人数の制限がありますから、全員というわけにはいかない
ので。

では、ちょっとこちらで相談して議長から逆指名しますので。

事務局長（吉田 泉君） あとは会議録の署名ですね。お願いしたかったんですけども、本
日あとこれから常任委員会もあるということで。前回の。

事務局からは以上でございます。

議長（吉田眞悦君） あと、皆さんから何かありますか。

全員協議会は、まだちょっと当分の間は予定しておりませんので、9月議会前にもしかした
ら執行部からまた来るかもしれませんけれども。

では、なければ、副議長。

副議長（平吹俊雄君） 暑い中、大変御苦労さまでございます。

甲子園大会もきょうから始まりまして、甲子園が始まって100年ということで、甲子園大会は
97回というようなことでした。昼間ちょっと野球を見ましたけれども、選手たちは非常に暑い
中、とにかく母校のため、あるいは県のために一生懸命やっているところを拝見いたしました。
特にピッチャーなどはかなりこの暑さでまいっているような、コントロールが定まらないとい
うことで、そういう中でやっておりますので、我々も暑さに負けずとにかく頑張ってもら
いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（吉田眞悦君） 総務の委員長さん、招集かけていただいて、お願いします。

8番（我妻 薫君） 終わってから時間とっていただいてやりたいと思います。

2番（福田淑子君） 教育民生常任委員会を2時35分から。

午後2時24分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年8月6日

美里町議会議長